

平成 18 年度 第 6 回 NGO/NPO・企業環境政策提言募集

NGO／NPO・企業環境政策提言推進委員会

平成 18 年 10 月

募集期間：10 月 10 日～12 月 8 日（60 日間）

はじめに

環境問題への取組は、21 世紀の社会経済を形作っていく上で、避けることのできない大きな課題となっています。地球温暖化の兆候が現れているのか、自然災害が頻発しています。世界各地で経済活動や生活が大きく変化し、廃棄物の発生やリサイクルのあり方などをめぐり循環型社会をつくっていくことが待ったなしに求められています。

こうした課題は、その多くが特定の発生源により引き起こされたものではなく、日常生活や一般的な事業活動に起因しています。またその影響も不特定多数の生活者、事業者に影響が及ぶといった特徴があります。

それだけに、課題の解決のためには、ヨハネスブルクサミットで国際的に合意されたように、社会の様々な主体が参加し、連携・協働していかななくてはなりません。

環境省は、こうした認識の元、市民・NGO／NPO、企業、行政との協働で課題の解決を目指しています。

「NGO／NPO・企業環境政策提言推進委員会」では、「民」の発想を実際の政策に生かすことを目指して、平成 13 年度から環境政策提言を募集・選考しています。

また、このプロセスへの参加は、環境政策を自ら考える機会ともなり、NGO／NPO・企業の政策提案能力の向上するようなプロセスになることも期待しています。

第 6 回になる今年度も、下記の通り NGO／NPO・企業からの環境政策提言を募集します。環境省では、毎年度「重点施策」として、力を入れて取り組まなくてはならない課題を明らかにして政策展開を図っています。平成 19 年度は、

- ・京都議定書第一約束期間に向けた地球温暖化対策の加速等
- ・「アジア環境行動パートナーシップ構想」の具体化を始め、中東、島嶼国など世界各地との連携を視野に入れた地球環境の保全
- ・「もったいない」の心を踏まえた 3R の推進と不法投棄対策

- ・環境・経済・社会の統合的向上に向けた基盤づくり等
- ・生物多様性の保全と自然との共生の推進
- ・安全・安心・快適な生活環境の保全

に重点的に取り組むこととしています。こうした政策課題の解決に役立つような提言が数多く応募していただけることを期待しています。

なお、優秀な政策提言については、2月（予定）に開催する「NGO／NPO・企業環境政策提言フォーラム」の場で発表していただく機会を設けます。

またフォーラムで発表された優秀提言の中から、事業家に向けてのフィージビリティ調査を行うこととしており、政策への反映を支援していきます。

1. 応募資格

NGO／NPO 及び企業

- ・ 業界団体や研究所などのシンクタンクも応募可
- ・ 協同組合、労働組合、商工業組合なども応募可
- ・ NGO／NPO の場合、法人格を持たない任意団体も応募可
- ・ 個人の集まり、企業・地方自治体内のグループも応募可

＊ その他、詳しくは事務局までお問合せください。

2. 審査基準について

「NGO／NPO・企業環境政策提言フォーラム」で発表していただく提言を委員会が選考するにあたっては、その提言が持続可能な社会の実現に寄与することを前提に、以下の基準から審査いたします。

なお、審査の過程および結果については公開します。

1) 必要性・緊急性

政策提言の目的・目標が、個人や社会のニーズに応えるものであること。早急に対策を講ずべき課題であること。

2) 現状把握の的確性

政策提言のテーマについて、状況と問題点を的確に把握し、それらを分析し、解決すべき課題を設定できていること。

3) 先駆性・新規性

政策提言が、独創的な発想を含んでおり、これまでにない新しい取り組み、方法論などを提示していること。

4) 有効性

政策提言の実施により、環境の改善や取組の向上など適切な効果が得られること。

5) 説得性・合理性

課題の解決の方法や手段が説得力を持ち、合理的であること。

6) 実現可能性

提言が、現状に照らして実施可能性が高いこと。

7) パートナーシップ形成・促進の可能性、役割分担の明確化

政策提言の実施において、市民・NGO／NPO・企業・行政など様々な主体の間のパートナーシップが形成または促進される可能性があること。また、主体間の役割分担が明確なこと。

3. 応募された提案について

応募いただいた政策提言は、以下のような形で社会に還元し、また実際の政策に反映されるよう、行政に働きかけます。

- 「NGO／NPO・企業環境政策提言フォーラム」の開催

寄せられた提言のうち優れたものについて発表していただく場としてフォーラムを平成 19 年 2 月（予定）に開催します。

- 提言実現に向けてのフィージビリティ調査の実施

寄せられた提言のうち特に優れており、実現可能性の高い提言については、環境省と提言団体が協力して事業化に向けてフィージビリティ調査を行い、政策への反映を支援していきます。

- 「地球環境パートナーシッププラザ（GEIC）」ホームページへの掲載

寄せられた提言はすべて、GEIC のホームページ（<http://www.geic.or.jp/geic/>）に掲載し、誰でも自由に閲覧できるようにします。

- 「NGO／NPO・企業環境政策提言」概要版の発行

寄せられたすべての提言概要を掲載した資料を作成し、関係の機関・地方自治体などに広く配布します。

4. 応募方法

所定の応募フォーマット（NGO／NPO・企業別）に必要事項を入力し、電子メールまたは、郵送にて事務局までご提出ください。また郵送の場合は電子データを入れたフロッピーディスクも同封してください。

＊募集要項および応募フォームについては、環境省（<http://www.env.go.jp/info/>）のホームページよりダウンロードできるほか、全国 9 ヶ所の地方環境対策調査官事務所にて入手できます。

＊ウィンドウズ版の Word 文書形式にてご提出をお願いします。

☆ 応募期間 10 月 10 日（火）～12 月 8 日（金）（60 日間）（必着）

- ＊ 「政策分野」「政策手段」の欄につきましては別紙に掲げてある例を参考にご記入ください。
- ＊ 用紙の枠内に必ず収まるようお書きください。団体（組織）の概要 1 ページ、政策提言 3 ページにご記入願います。ページ数に収まる限り、枠を自由に移動してお書きいただいで構いません。
- ＊ 団体・組織の活動または事業の概要は、様式に収まる範囲でご記入ください。
- ＊ 文字フォントは原則として「MS 明朝」（11 フォント）としてください。
- ＊ パンフレット等はお送りいただいても構いませんが、提言の選考はフォーマットへの記入事項により行いますので、必要事項はフォーマット内に書き込むようにしてください。
- ＊ 直接持参される場合は、締切日の午後 6 時までに事務局までお持ちください。

【参考：昨年度の優秀提言・優秀に準ずる提言】

優秀提言

○ 全国の市町村に木造建築リデュース・リユースセンターを設置

特定非営利活動法人 古材文化の会

「木造建築リデュース・リユースセンター」を設置、木造建築の補修・再生のためのアドバイスや、建築解体材の再利用の推進といったサービスを提供し、建築物や建築材のリユース、建築廃材のリデュースの推進を図る。またセンターからの情報発信による地域の持続的で循環可能な木造建築文化の発信、専門家の育成、環境教育を推進する。

○ 新聞を活用した環境教育プログラムの開発と普及・促進

全国地方新聞社連合会

行政、環境、NPO、教育関係者、全国地方新聞社連合会らの協働により、新聞を活用した環境教育の基本プログラムを開発し、各地域の実情に即した教材内容にアレンジした上で、各地方新聞にこれを掲載し、学校での普及を図る。

優秀に準ずる提言

○ 分水嶺から沿岸までの循環型流域経済圏の構築

特定非営利活動法人 いわて銀河系環境ネットワーク

流域圏で活動する農林水産業等と、住民、行政等が協働して、地域の未来利用資源や廃棄物等の自然資源を、エネルギー変換や環境資材開発等で徹底的に利活用する新しいビジネスモデルを創造し、活力ある地域再生の方法を見出す。

○ 自治体（市民・企業）によるカーボンオフセットの実施

有限責任中間法人 イクレイ日本

CO₂排出量換算ソフトを自治体のホームページ上に公開し、市民及び事業者が自ら排出するCO₂の量を把握すると同時に削減策を学習し実行する。抑制しきれない排出量の一部をカーボンオフセット（再生可能エネルギーや植林、緑の保全等に対する募金）することにより、トータルでCO₂の削減目標を達成するという仕組みを地域内で作り上げる。

＊ 昨年度優秀提言として選定された2つの提言については、それぞれ環境省と提言団体が協力してフィージビリティ調査を実施し、その政策化に向けた取り組みを進める予定です。

◆ 問い合わせ及び応募書類提出先

「NGO/NPO・企業環境政策提言推進委員会」事務局

（環境パートナーシップオフィス内） 担当：今井、矢田部

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-53 コスモス青山

TEL 03-3406-5180 FAX 03-3406-5064 E-mail epo@env.go.jp

〔参考〕 政策分野の区分例 (NGO/NPO・企業環境政策提言推進委員会 作成)

No.	政策分野	施策・事業の例
①	循環型社会の構築	・ 持続可能な資源循環型の社会経済制度、地域社会・組織の構築 (大量生産、大量消費型社会経済の見直し) ・ 個人、家庭、職場でのライフスタイルの見直し(節水、ゴミ減量化・分別、物品の再利用・長期利用、環境にやさしい物品購入など) ・ 資源の有効利用、省エネルギー、LCA ・ 廃棄物の発生抑制、分別、リユース、リサイクル、適正処分に関する制度や仕組み、組織、活動 ・ 不法投棄の防止 ・最終処分場の立地 ・ 再利用、リサイクル可能な製品の開発・普及(調査研究、技術開発)
②	地球温暖化の防止	・ 温暖化防止対策に関する制度や仕組み、組織 (条約等の履行、活動温室効果ガスの排出抑制、排出権取引等) ・ 個人、家庭、職場でのライフスタイルの見直し (省エネ、徒歩励行、公共交通機関利用など) ・ ヒートアイランド対策(都市緑化など)など都市政策・地域政策 ・ 再生可能な自然エネルギーなどの技術開発と製品化と普及・推進 ・ 温暖化防止調査研究、モニタリング ・ 国際協力
③	地球環境問題への対応(持続可能な開発)	・ オゾン層の保護、熱帯林等森林破壊、酸性雨、海洋汚染、砂漠化など ・ 途上国大都市の環境問題(公害、廃棄物など) ・ 国際的な対策、取組、国際協力 ・ 環境ODA ・ 地球環境研究、モニタリング
④	自然環境の保全	・ 生物多様性の保全、生物多様性国家戦略 ・ 森林、緑地、海岸、里地、里山、湿地、身近な自然の管理と利用 ・ 野生生物の保護と管理、絶滅の恐れのある種の保護対策 ・ 自然とのふれあいの推進 ・ 自然環境保全に関する調査・研究、モニタリング ・ 自然再生・復元 ・ 動物の愛護と管理
⑤	空気・水・土の保全(公害対策)	・ 水、大気、土壌等の典型7公害対策(再生、復元対策を含む) ・ 健全な水循環の確保 ・ モニタリング体制 ・ 調査研究 ・ 公害健康被害の予防と補償
⑥	化学物質対策	・ 化学物質の環境リスクの評価・管理 ・ 有害化学物質の規制 ・ 化学物質のモニタリング ・ 調査研究
⑦	環境アセスメント	・ 環境影響評価制度の充実 ・ 戦略的環境アセスメントの推進
⑧	社会経済のグリーン化	・ 事業者の自主的な環境保全活動の推進 ・ 環境に配慮した製品・サービスの開発・普及 ・ グリーン購入の推進 ・ 環境に配慮したグリーン産業と雇用の促進 ・ ISO14001、環境会計、環境報告書 ・ 地域通貨の推進 ・ 環境投資の推進 ・ エコ・ビジネス、コミュニティ・ビジネス
⑨	持続可能な地域づくり	・ 環境配慮型まちづくり、地域活性化 ・ 快適な環境(アメニティ)の確保 ・ 自然と調和した都市景観
⑩	環境パートナーシップ	・ 環境問題の解決に向けた市民・企業・行政の協働手法 ・ 環境NGO・NPOへの支援(資金、人材育成、情報、ネットワークなど) ・ 中間支援のありかた(NPOサポートセンターなど) ・ 環境教育・環境学習・持続可能な開発のための教育(ESD) ・ 環境アドバイザー(環境カウンセラー)、環境ボランティア

注1) 上記の施策・事業は例示であって、これ以外の施策・事業であっても構いません。

注2) 例えば、平成17年度優秀提言の「全国の市町村に木造建築リデュース・リユースセンターを設置」は、①循環型社会の構築に加えて、⑨持続可能な地域づくりにも該当する。

〔参考〕 政策実現手段の区分例（NGO/NPO・企業環境政策提言推進委員会 作成）

No.	政策実現手段	施策・事業の例
①	法律及び国際条約の 制定・改正 または司法的解決	- 国等の既存または新規の法律、条例など 例：権利の設定または制限、環境規制（罰則を伴う義務） - 環境に関する条約 - 司法へのアクセス（訴訟等）、苦情処理
②	制度整備及び改正	法律に基づくか否かを問わない各種制度 例：各種環境計画、ボランティア活用制度、NPO/NGO 支援制度、環境管理制度（ISO 14001 など）、リサイクル制度、排出権取引制度、自然環境管理制度、NGO/NPO 中間支援制度
③	税制措置	- 国税（法人税、所得税等） - 地方税（市民税、住民税等） - 新税（環境税、市町村環境新税、ボランティア関連税、NPO 支援税） - 国際的な課徴金等
④	予算・資金措置	- 補助金、助成金、課徴金、基金、融資など国などが企業や NGO/NPO 等の活動を支援または政策誘導する経済的措置 - 企業等が NGO/NPO・市民活動を支援する基金など - NGO/NPO の資金確保方法
⑤	施設等整備	- 国や地方自治体が市民、NGO/NPO、企業等のために整備すべき施設 例：リサイクルセンター、環境学習センター、自然学校、エコタウン基盤整備、環境パートナーシッププラザ - 企業または業界団体などが広報または市民等のために整備する施設
⑥	調査研究、技術開発、 技術革新	- 各種調査研究 - IT など革新的技術開発を行う仕組み - 技術の普及、応用、活用
⑦	監視・測定	公害や自然環境等をモニタリングする方法など 例：市民による大気・水質調査、緑の国勢調査、温暖化現象調査、国際的なモニタリング制度
⑧	環境教育・学習の推進	- 環境教育・学習の推進、促進、充実策 - 環境教育・学習の場、機会の提供 - 環境教育・学習推進のための組織、ネットワーク、ネットワーキング
⑨	組織・活動	国、地方自治体等の組織及び活動 - NGO/NPO の組織、市民団体の組織及び活動 - 企業、企業団体の組織及び活動 - 環境パートナーシップ形成方法 - ネットワーク、ネットワーキング、中間支援組織及び活動
⑩	人材育成・交流	- NGO/NPO、企業、政府及び自治体等職員の人材育成方法（研修） - パートナーシップ形成のための人材交流 - 各種コーディネーターの育成 - 環境に関する新資格
⑪	地域活性化と雇用	- コミュニティ・ビジネス、エコ・ビジネスの促進 - 地域通貨の促進 - 自然再生型の公共事業、グリーン産業による雇用の促進
⑫	情報管理、情報の開示 と提供	- 環境情報の収集及び提供、開示及び入手、管理等に関する方法 - 環境情報を入手等する場、交流方法 - IT を使った情報収集及び提供方法
⑬	国民の参加促進	- 市民参画 - 政策の立案過程への参加方法
⑭	国際環境協力	- 環境 ODA - 企業、NGO/NPO の海外での組織及び活動 - 海外環境保全団体、活動とのネットワーク及びネットワーキング

注）上記の施策・事業は例示であって、これ以外の施策・事業であっても構いません。